

2024年11月18日

各位

会社名 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表者氏名 代表取締役 執行役員 社長 山下 尚登
(コード番号 9265 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 執行役員 吉田 弘幸
(TEL 092-402-2922)

社員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社(併せて以下「当社グループ」といいます。)の社員に対して、当社の社員持株会であるヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会(以下「本持株会」といいます。)を通じて譲渡制限付株式を付与する制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決定し、以下のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

| | |
|-----------------------|---|
| (1)払込期日 | 2025年 7月 1日 |
| (2)処分する株式の種類及び株式数(注1) | 当社及び当社完全子会社の社員向け:当社普通株式84,000株 当社子会社(完全子会社を除く)の社員向け:当社普通株式840株 |
| (3)処分価額 | 1株につき2,212円 |
| (4)処分価額の総額(注2) | 当社及び当社完全子会社の社員向け:185,808,000円 当社子会社(完全子会社を除く)の社員向け:1,858,080円 |
| (5)処分方法 | 第三者割当の方法による |
| (6)割当予定先 | ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会 84,840株 |
| (7)その他 | 本自己株式処分のうち、当社及び当社完全子会社の社員向けのものについては金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

(注1)本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループの従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。そのため、上記処分する株式数は最大値であり、実際の処分する株式数は、入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の当社グループの従業員数に応じて確定する見込みです。

(注2)本日現在の見込み金額であり、上記(2)の処分する株式数に上記(3)の処分価額を乗じた額となります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの社員の企業価値向上への貢献意欲を高め当社グループの社員と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、また、本持株会へのさらなる入会を奨励し当社グループの社員の財産形成の一助とすることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。なお、譲渡制限付株式は、当社グループの社員である本持株会の会員のうち、本持株会に割り当てられた株式に係る持分を取得することに同意した者(以下「対象社員」といいます。)に対してのみ付与されます。本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、対象社員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権(以下「本金銭債権」といいます。)が支給され、対象社員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象社員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、本持株会(ひいては対象社員)にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定します。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること(以下「譲渡制限」といいます。)、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象社員に対する本金銭債権の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象社員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等(以下「本持株会規約等」といいます。)(注3)に基づき、本持株会が処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分(以下「譲渡制限付株式持分」といいます。)については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

(注3)本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日から2週間を経過し、本持株会会員からの異議が本持株会会員数の過半数未満の場合に効力が発生する予定です。

<処分の概要>

その上で、当社グループは、対象社員に対し、特別奨励金として金銭債権合計187,666,080円を付与し、本持株会に対し、当該対象社員より当該金銭債権の拠出を受けた本持株会が当該金銭債権を現物出資財産として当社に給付することと引換えに、当社の普通株式合計84,840株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分は、当社が会員に金銭債権を付与し、当該金銭債権の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分する株式数につきましては、「1.処分の概要」の(注1)に記載のとおり、後日確定しますが、最大84,840株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2024年5月31日現在の発行済株式総数2,553,000株に対する割合は3.32%、2024年5月31日現在の総議決権個数24,877個に対する割合は3.41%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。)となります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と本持株会は譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

本持株会は、2025年7月1日(払込期日)から2030年6月30日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、対象社員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象社員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、対象社員が譲渡制限期間中に、定年退職、契約期間満了に伴う退職、役員就任、その他当社が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日(以下「精算解除日」という。)をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式の全部について、対象社員が有する会員持分(以下「通常持分」という。)に振り替えるものとする。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象社員の保有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象社員の保有する譲渡制限付株式持分から控除するものとする。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象社員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象社員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日(以下「組織再編等効力発生日」という。)の前営業日の直前時をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として当社グループが対象社員に本金銭債権を支給し、対象社員が本持株会に本金銭債権を拠出して、本持株会が本金銭債権を当社に現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年11月15日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,212円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入)は次のとおりとなります。

| 期間 | 終値平均 (円未満切捨て) | 乖離率 |
|------------------------------|------------------|--------|
| 1ヶ月(2024年10月16日～2024年11月15日) | 2,257円 | 2.03% |
| 3ヶ月(2024年8月16日～2024年11月15日) | 2,541円 | 14.87% |
| 6ヶ月(2024年5月16日～2024年11月15日) | 2,586円 | 16.91% |

本日開催の監査等委員会(監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名))は、上記処分価額について、本自己株式処分が対象社員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上

(ご参考)

本制度の流れ

- ① 当社は、対象社員に対して特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象社員は、当社から支給された金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、当社に対して株式の申込みを行い、当社との間で本割当契約を締結します。
- ④ 本持株会は、各対象社員から拠出を受けた金銭債権を一括して当社に現物出資します。
- ⑤ 当社は、本割当株式を本持株会に割り当てます。
- ⑥ 譲渡制限期間中も本割当株式について配当金が支払われますが、配当金は通常持分と合わせて再投資されます。
- ⑦ 本持株会は、譲渡制限期間の満了後に、その規約の定めに従って、対象社員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、通常持分に振り替えます。
- ⑧ 対象社員は、上記⑦の振替後には、本持株会の規約の定めに従って、本割当株式を自己の証券口座に引き出すことができます。

